

第二十六回 参議院文教委員會會議錄第三十二号

昭和三十三年五月十八日(土曜日)午後一時三十八分開会

委員の異動

五月十八日委員近藤鶴代君辞任につき、その補欠として下條康磨君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡 三郎君
理事 有馬 英二君
林田 正治君
矢嶋 三義君
常岡 一郎君

委員

川口爲之助君
木村博太郎君
左藤 義詮君
下條 康磨君
関根 久藏君
谷口弥三郎君
林屋龜次郎君
吉田 萬次君
安部 清美君
高田なほ子君
松澤 靖介君
松永 忠二君
湯山 勇君
加賀山之雄君

衆議院議員

赤城 宗徳君

國務大臣 文部大臣 灘尾 弘吉君
政府委員 自治庁政務次官 加藤 精三君

第六部 文教委員會會議錄第三十二号 昭和三十三年五月十八日【参議院】

文部省初等中等教育局長 内藤馨三郎君
文部省大学学術局長 緒方 信一君
文部省管理局長 小林 行雄君
事務局長 常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の會議に付した案件
○農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(岡三郎君) これより文教委員會を開会いたします。

委員の異動について報告いたしました。本日、近藤鶴代君が辞任され、補欠として下條康磨君が選任されました。

○委員長(岡三郎君) まず、農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案を議題といたします。

發議者から提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(赤城宗徳君) ただいま議題となりました農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案につき、その立案の趣旨を御説明申し上げますとともに、内容の概略について御説明申し上げます。

産業教育の振興につきましては、さ

きに産業教育振興法の制定以来見るべきものがありますことはすでに御承知の通りであります。同法に基づく国庫補助金により特に産業教育関係の高等学校の施設、設備が充実されつつあることは、御同慶の至りであります。しかしながら、教育の振興は、施設設備などの物的な面の充実のみでは達成できないのであります。教員(指導者)に優秀な人材を得ることがぜひとも必要なのであります。しかも、産業教育におきましては、その勤務の特殊性から見まして、その資格、定員、待遇等につき特別の措置を講ずる必要があるものであります。

産業教育振興法におきましては、特にこのような観点から第三条の三において「産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない」と規定しているものであります。ところが、教育職員免許法で資格についての若干の配慮がなされたのみで、待遇については、今日まで何らの措置もとられなかったものであります。そこで本案は、この規定に基づき、農業及び水産関係の教員の待遇について特別の措置を講じようとするものであります。

従来、農業、水産に関する教育は、第一次産業に直結するきわめて重要なものであるにもかかわらず、仕事が生みであるため、とかく敬遠されがちであり、さらにその勤務の内容は、自然的条件に支配されやすく、かつ、生物

を相手とするものでありまして、時間を超越し、寸時もゆるがせにできない性質のものであります。たとえば、高等学校の農業科の教員は、農場、畜舎等において作物、家畜など、生命を持つものの栽培や飼育等を担当し、その管理の責任から寸時も解放されることにはないのであり、さらに、生徒の教育に際しましては、これらの栽培や飼育の実習等、他の一般の教科よりも極度に困難な実習を伴うものであるとあります。また、水産科の教員は、生徒の教育のほか、実習船、和船、カッターを初め海中に設置した漁具、水中に養殖中の生物、製造工場の管理等、特に困難かつ複雑さを伴う業務に当らなければならぬ責務を有するものであります。従って、これらの責務から生ずる早朝、夜間の作業、天候異変、疾病等に應ずる細心の周到を要する適時適切な措置など、その勤務は全く特殊なものであります。これらの勤務に服する者に対しては、当然特別措置を講ずる必要があると考えられるのであります。

そこで本案は、これらの教員に対しまして、産業教育手当を支給することとした次第でございます。

次に本案の概略を御説明申し上げます。

まず、産業教育手当を支給する者の範囲は、産業教育に従事する者のうち、高等学校において農業教育と水産教育に従事する者に限定しておりす。すなわち、農業または水産に関する課程を置く国立及び公立の高等学校の農業、農業実習、水産または水産実習の教諭または助教諭の免許状を有する者または法令により免許状を有しないでも当該教科を担当し得る者が農業または水産に関する課程において、実習を伴う農業または水産に関する科目を主として担任する教諭、助教諭及び常勤講師に産業教育手当が支給されるわけでありす。

ここで支給の対象を農業と水産関係に限定したのは、さきに述べましたように、他の産業教育の勤務と比較いたしまして著しく特殊なものであります。また、その必要性を痛感いたしますので、これを上げた次第であります。また、農業、水産関係のうちでも特に高等学校の教員にのみ産業教育手当を支給することとしたのは、高等学校の産業教育が特に実務者養成の中核として、実習に多くの時間を費やしていることにかんがみまして、これを取り上げたわけでありす。なお、本案の立案に際しましては、実習助手を対象とすべきかについて考慮いたしましたのでありますが、実習助手は、責任の度合いも低く、資格も明確ではありませんので、この際は、一応支給の対象からははずした次第であります。

次に産業教育手当の支給の額並びに方法であります。国立の学校の教員につきましては、俸給月額額の百分の十の範囲内で、文部大臣が人事院の意見を聞いて定めることになっております。

うに、実習助手は一応含んでおらないと、こういう事情であります。

○矢嶋三義君 その説明は通らぬと思うのです。この手当は大体実習手当だ。助手は実習を目的として実習手当をもらっている。また実習手当は何かしと言え、この手当は何でしよう、農業または水産における科目を担当している人で、主として実習を伴う人に手当を出すわけですね。そういう面から免許状が出て学校に赴任する場合に、実習を伴うということを承知の上で免許状が出て赴任しているわけですからね。実習助手が実習をやるのだから、だから今度のようない実習手当を出さぬということとは私は区別がつかぬと思うのですがね。ところが、非常にその筋が通らぬ、それと、この提案理由の中に「責任の度合いも低く、資格も明確ではありませんので、云々と書かれてあるのですが、資格が明確でなければ教員とか職員の身分を準用するようになっていくのですが、まず資格を明確にして、そうして助手の給与を適正化するとともに、彼らに希望を持たせるとともに、さらに質的向上をはかる」とことは産業教育に欠くべからざることだと思ふのです。この立法の趣旨、この提案理由を拝見しますと、まづ先にこの実習助手というものが出てこなくちゃおかしいと思うのです。これを落されたというのはどうしても理解できない。で、今それで伺ったけれども、納得させるだけの答弁にならぬと思ふのです。

それから、逐次伺いますが、中学校と高等学校を分離されたのはどういうことですか。どういふわけでございませ

○衆議院議員(赤城宗徳君) 第一の、御納得できないということ、御趣旨は私も十分わかるような気がいたしま

すが、もう一度申し上げますと、決して実習助手を粗末にするわけじゃありませんが、普通の教員ですと教員をした上に実習を伴う。御承知の通り、私から申し上げるのは恐縮ですが、学校の教員には超過勤務手当も何もないわけでありまして。それは給与の中に含んでおるといふようなことであるのでしようけれども、ないわけでありまして。普通の授業をした上に朝にあるいは夜に、夕方に生徒を指導し、あるいは農村あるいは海の方に出て実習をする、そういうことに対して産業教育手当を出さうということでありまして。それから実習助手の資格の点であります。これはなほ深く調査をしたいと思ふのですが、大体雇用というような形でおります。しかし雇用であるからこれを粗末にしていいということはありませんから、先ほど申し上げましたように、実習助手としての給与、待遇等が非常に低いということ、私どもも十二分に認めておるのでありますから、これに対しては人事院の規則や何かにおきまして格づけ等において相当これは考慮すべきものはないかというふうなことを考へております。しかし、御説の通り、これを含めたいというようなことも研究したのであります。提案するときに相慮しておるわけでありまして。でありますから、この法案の中に入れても差しつかえないと考へております。しいて注意すべきものだとも考へてはおりません。

それから第二点の、特に大学とか小

中学校を除いて、高等学校だけを取り上げたのはどうか、という御質問でありましたが、これは提案理由にも申し上げましたように、高等学校の実習教育といひますか、これは実務者を養成するという相当他とは違った仕事をしておるといひますか、そういうような観点から高等学校を取り上げた、こういう事情であります。

○矢嶋三義君 幅広く産業教育の振興と産業教育に従事する教員の優遇という立場から考へれば、当然中学校、高等学校といふものを、第二条の定義から同一扱いをしないかならぬと思ひますが、とりあえずあなたの方ではそのまゝ一部を取り上げた、こう言われるわけですが、それはその説明で承わっておりますが、とすれば、先ほど農水の先生方に支給される手当は教員をした上に、実習をされるからという説明でした。そうすると、工業学校の教諭をした上に実習をされるわけですね。確かに、私は農学校、水産なんかの実情も知っておりますが、生きものを扱って、風の吹く日も雨の降る日も、照るにつけ、曇るにつけ、寒いにつけ、暑いにつけ、夏休み中も冬休み中もめんどろを見なくちゃならぬほんとうにお骨折れだと思つておるのです。が、そういう天然現象は工業の場合には比較的少いにしても、また他面工業には相当危険が伴いますし、薬品を使う、電気を使う、それから刃物類を扱う、生徒の指導に当つては常に弓の弦が張つたような緊張感をもつて接しなければ、場合によつては生命にもかかわるほど危険の伴う実習もあるわけですね。そういうことを考へますと、私はこの工業実習を落したというよう

なところは、どういう意味で落されたか、よほど納得のできるような説明がなければ、審議するわれわれとして

も、工業学校の現場の先生から追及されたときに答弁に窮すると思ふのです。また、工業教育に携わつておる先生方としては私は非常に私どもの推測しがたいほどの心境になつておられるのじゃないかと、かようにさえ私は推察いたしますので、その点勤務条件その他についておそろくデータを持たれておるのかとも思ひますが、持たれておるならば提示していただきたいので、この際説明を承わつておきたい。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 御説の通りだと思ひます。それで工業もどうしようかという実はさかのぼつて提案をする前に十分研究しようとしたのであります。これは人事院及び文部省とも法案を出さうか出さまいかということになりました。二、三研究や打ち合せをしたのであります。ところで、一面は予算の面でありまして、その前に予算の面で、地方財政計画の中に、財政需要額として、実は予算の面で、農業及び水産の方を私どももいたしましてだいたい推進しておつたもので、それから、大体それを見込んで予算が計上されておるといふことが一つであります。それからもう一つは、工業について非常な危険も伴うし、農業以上の見方によつては場合もありますけれども、農業の点には、今矢嶋さんとお話のようにわかつておる、工業の面においては、まあある程度時間的に実習を打ち切るといふようなこともできるのじゃないか、しかしだんだん調査の結果は打ち切れない場合もありまして、危険な場合もあるということ、われ

われは承知してきただけであります。い

ずれにいたしました。今御指摘のように、工業について除いた正確なデータとか何かがあるかどうかということでありまして、実はそれははっきりしたデータを持ちませんので、まあ段階的にいひます。第二次的にこれを研究して入れようじゃないか。第二段階としては、農業及び水産を取り上げて、多年捨てておかれた産業教育関係の教員の待遇を一つずつ片づけていこうじゃないか、こういうようなことから農業及び水産を取り上げたのであります。御質疑のように工業を捨てた、捨てるためのデータがあるというのじゃなくて、工業も入れた、入れたが、そのデータをまだ十分に承知してないかつたということ、予算の関係といふことで、段階的に取り上げていこう、その段階として農業及び水産を取り上げる、こういう事情でございます。

○矢嶋三義君 この産業教育振興法の第三条の三並びにこの工業、商業を分離したところについては、所管局長としてはどういふ見解を持っておられるのですか。

○政府委員(内閣書記官長) 私どもも産業教育振興法の第三条の趣旨に基づきまして、農、工、商、水産等につきまして、一応全部特別な措置が講ぜられることが望ましいという見解でございますが、事実上私どもが関係方面とも、特に大蔵省給与課及び人事院あるいは自治庁とも打ち合せした範囲では、なかなか農水と、工業については多少違ふのじゃないかと、ただいま赤城議員からお話のように、農水の場合には自然的な条件と、生きものを扱つて

おると、こういう点が非常に特色があるし、超過勤務的な要素が非常に多い、工業の場合になりますと、ある程度人為的に操作ができる面もありますので、この工業については、また非常に種類が多いし、十分な検討がされなかつた。で、農水産については、大体まあ各方面とも異論がなかつたようでございますので、いろいろと私どもとしては、異論のないところから逐次やっていきたいという赤城議員のお話と同じような見解で、できるところからやうて、工業その他の産業教育手当てについて努力をしていきたい、こういう気持ちであります。

○矢嶋三義君 所管局長が提案者の趣旨を尊重して発言される、その心がけはわかりますが、所管局長の答弁としてはおかしいと思うのです。工業も船舶も農業も水産もみなあなたの所管です。それを人為的に云々とか、自然現象を相手に云々なんかといつても、われわれは納得できない。特に工業学校の先生方を納得させるだけの説明は出てこないですよ。第一、データがないじゃありませんか。さらにまた、この人事行政の面からいっても、最近のが国の経済規模の拡大とともに、工業学校方面では優秀なる技術者を手に入れることは困難な状況になっている。優秀な技術者はみな引っこ抜かれていく状況なんです。そういうこの人事行政面とあわせ考えるとき、行政府としては、当然これは同じ扱いにしておらわなくちゃ困るという私は考えが出てこなければならぬ。そういう面があつて僕はしかるべきだと思ふのです。これは提出者には失礼かもしれないが、この法は一つ一つ漸進的に解決していく

と、こういう言葉はわかりますけれども、僕は立法府の権威に関するほどの問題じゃないかと思うのです。私が工業学校の教員だったから、決して立法府でこういう立法をやったからといって敬意を表さないですよ。なんだ、立法府とはそんなものか、すべてまかせておけば公正妥当にやってくれと思つておつたが、こんなへんばな見方をするものかと、さびしい気持ちになるとともに、私はむしろ反抗心が起つてくる。こういう点にお骨折りをいただいておることは、繰り返し敬意と感謝を表するが、僕は立法府の権威にかかわると思う。ましてや、行政府の責任局長が先ほどのような答弁では私も不満です、工業教育の第一線に働いている人は、さぞかし私は心外に思われるだらうと思うのです。

○政府委員(内藤三郎君) ただいま私の言葉が不十分だったので、誤解を招いたようでございますが、工業に於いても非常に私どもは重視しておるわけでございますし、決して農水産と區別しておるわけではございません。ただ、私どもの考え方は、先ほど矢嶋委員のお話のように、人事行政その他の面において、工業の必要性は十分感じておるわけでございます。ただ農水産の場合と工業では、優遇の質が違ふという、あるいは観点が違ふのではなからうか。こういう点でいろいろ問題があつたわけなんです。工業教育について十分しなければならぬことは、私どもあなたと同じように必要性を痛感しておるのであります。

委員のおつしやることは、私もごもっともだと思ふのです。立法府の権威に関するかどうかという問題で、その点も考えないわけではないのであります。ただ、この法案を提案するまでのいきさつから申し上げますと、産業教育法第三条の三が規定されて、それから数年たつております。措置を講ずるべきであるということであるにかかわらず、実際に政府においてこれを講じない。私も文部省関係におつたこともありませんが、そのときなどでも、これを早く文部省で出したらいいじゃないかという点も、ずいぶん言われた。いつまでたつても政府としても措置を講じない、こういう事情であるならば、私も立法府の一員といたしまして、法律を作つて、それが生きていない、死文のような格好でいるということ、これはわれわれ立法府の者としては責任を感じざるを得ない。そこで、これを人事院にやらせようといったしましたが、人事院の方でも手をつけようとはなかなかしなかつたのです。いろいろ、そのいきさつを申し上げると長くなりませんが、手をつけようとはしない。文部当局もおりますが、文部当局に対して、もう数年たつておるのだから、この問題はもう措置を講じて解決すべき問題じゃないかということでした。文部省の方としても、まだ研究も足りない面もあるからというやうなことで済んでおつたやうなわけでございます。一方、予算を計上されておつた。それで、これは次官通牒でも出したらしいじゃないかという話になつたのですが、こういう給与の問題を次官通牒等でもやつても、地方でこれを取り上げればいけないけれども、取り

上げなかつたり、あるいはまた不均衡を生ずるというやうなことで、これはせつかくの予算、国の費用を十二分に生かして使うというわけにはいかないやうな場合もあるかもしれない。それで、とにかく農業及び水産関係だけでも一つ取り上げて、そうして工業の方面も、調査がそう長くかかるわけでもありませんから、この調査ができ次第これを解決していこうじゃないか。実は衆議院の方でもそういう議論がありまして、この法案につきましては、付帯決議によつて、三十三年度からこの解決をはかるように、こういう付帯決議にもなつておるやうな事情でございます。矢嶋委員の御趣旨については、十分に了承でき得ることではあります。

○矢嶋三義君 赤城議員と私の意見は同じやうなやうですから、私は念のために伺いますが、本院で、助手並びに工業学校、船舶学校等の関係者について修正をして、あなたの衆議院の方に回付したならば、衆議院でそれに同意、成立する御用意がございますか、念のために。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 衆議院の方でもそういう議論がありまして、各党に戻りましていろいろ研究いたしましたのであります。私の方では率直に言いますと、修正はしたくない、三十三年度から必ずやろうというやうなことで、党議といひますか、私の方の党でいえば総務会の方で、この付帯決議をする前に、付帯決議を確認いたしました。そして、次年度においてこれをやろう、こういうことになりました。それから社会党の方でも、衆議院の委員会におきましては修正の意見も出たの

であります。が、理事会やその他いろいろ協議した結果、修正ということできなくて、せつかくこの法律ができてきて、しかも会期もほんとうに切迫しておるのであるから、付帯決議ということで同調しようじゃないか、こういうやうないきさつを持っております。でありますから、せつかくのお話であります。が、今、御修正をいただいたというところになつて衆議院へ持ち帰るということになりまして、この法案はちよつと目の目を見ないのじゃないかという予想を持っております。

○矢嶋三義君 内藤局長に伺いますが、かりにこの法律案が原案のまま参議院で可決成立した暁においては、行政府としては、当然産業教育振興法の第二条並びに第三条の三に即応するやうな立場から、立法府においてこういう意思が決定すればそれに即応するやうな法律案を次回の国会には行政府としては用意すべきものだと、かやうな態度を行政府はとるべきものだ、かやうに私は考えますが、その決意と御用意がございますか、その辺のところを承わりたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) もちろん同院の意思でございまして、私どもはその決議の線に沿つて努力をいたすつもりでございます。

○矢嶋三義君 私は念のために申し上げておきますが、産業教育振興法の二条と三条の三項の立法精神というものは貫かなければならぬと思ふのです。それは学校別で言うならば中学校、高等学校がありまふ。それから、それから高等学校の種類にすれば、この二条から提案者が説明されますように、そ

のワン・ステップとして、みずからも認めておるよう若干不備の点があるけれども、ワン・ステップとしてこういう決議をされたというわけで、その根拠は産業教育の振興と産業教育に従事する教員の適切な待遇というところから出ているわけですから、それをその立法院の意思を尊重し、体してやることろの行政府としては先ほど私が申し上げましたように、二条と三条の三項の筋を通した私は立法作業をされて、次の機会には立法院に御審議を仰ぐ態度に出てくべきだ、そういうふうな努力することが私は責任だと思ふのです。あなたの方のそういう努力をされるのではないとは別個に、議員は立法権を持っておるのだから、議員は議員でまたそれぞれ対処はいたしますが、行政府としてはこういう若干不正で筋の通らないような立法のままで放置されるというふうなことはとらるべき態度じゃないかと思ふので、この点は強くあなたに要請をしておきます。

そのほか、予算その他について伺いたい点がござりますが、私はここで質疑を打ち切って、他の委員の質疑のあと、また質疑させていただきたいと思ふいます。

○高田なほ子君 これは産業教育法に基くもので、特に全体としての総合的な計画の上に今度の法律が出されたようにも受け取られるし、どうも政府の方は熱意がないからここからやうていこうというようにもとれますが、今度の立法はあれですか、文部省としては総合計画の上に立つた一段階というふうにはつきりと見て、これをお認めになったような形なんですか、いかがですか。

○政府委員(内藤三郎君) 政府の意見としてはまた別にござりますが、私もこの法案を拝見いたしました、高田委員のお話のように、総合的に考えた第一歩だと、こういうふうに見るのでもござります。

○高田なほ子君 政府の意見はまた別にあるというのはいさういふうに別にあるのですか、この際明らかにしていただければ矢嶋委員の教員の疑問にも答えるようになるんじゃないかと思ふますが、別の意見というのはいさういふうに見えますか。

○政府委員(内藤三郎君) これはまあ開議できた意見でござります、このことを申し上げておきたいんですが、これを申し上げておきたいんですが、産業振興に従事する教員の待遇について特別の措置を講ずることについては、産業教育振興法第三条の三の規定もあり、趣旨には賛成であるが、本案には種々検討すべき問題が残されておるので今にわかに賛成いたしかねます。これが政府の公式見解になっておるのであります。

○高田なほ子君 種々残された問題といふのはどういふ問題ですか。もし具体的に言っていただければ大へん参考になりますから、問題点といふのはどういふ点を……

○政府委員(内藤三郎君) まあ財源の問題はともかくとしまして、先ほどから御議論が出ておりましたように、高等学校の問題、あるいは大学の問題、その他高等学校の中でも工業の場合をどうするか、あるいは商業その他をどうするか、大学の助手をどうするか、今お話の実習助手の問題、そういういろいろな問題が十分検討を尽くされておりましたので、さらに私どもは換

計を要すべき問題と考えておりまして、こういう公式見解を出したのであります。

○高田なほ子君 重ねてお尋ねいたしますが、産業教育の中央審議会でも総合的な計画を立てることになっておりますが、ただいまの政府側の意見ももつともない意見であると思ふし、同時に審議会等においても、教員の待遇などについてはかねがね私は論議されてきておるようにも承わっておりませんが、もし審議会の意見がこの法案とどういふ関係をもった結論が出ておるか、おわかりになっておればこの際承わっておきたいと思ふいます。

○政府委員(内藤三郎君) 審議会の方でもいろいろ御心配して、もちろんこの優遇だけの問題じゃございませんが、定員の問題、あるいは教育内容の問題、施設設備の問題、あるいは教員養成の問題、こういうものが取り上げられておるわけでありまして、この優遇の問題について具体的にどういふというふうな御意見はないわけでございますが、ともかくまあいろいろ検討するようには、ということでございますので、私どもも検討して参つたので、超過勤務の性格もありませんし、あるいは非常にいやな作業とか危険な作業、こういうような特殊勤務手当のような性格もありませんし、あるいは調整号俸といふような点もありませんし、技術的にはいろいろと私どもも検討しなければならぬと思っておりますが、まあ具体的に技術的な問題も相当ございまして、こまかくは審議会では意見が出ていないのでござります。

○高田なほ子君 重ねて別個の問題についてお尋ねをしていきたいのですが、この法案に要する予算の概要、またその内容等について立案者の方から詳しく御説明いただきたい。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 私どもの調査によりますると、農業関係で全日制の教員数は五千八百六十七人でありまして、定時制が一千六百五十五人、この計が七千四百八十二人でありまして、水産の方で全日制が三百九十四人、定時制が三十五人、この小計が四百二十九人で、全部をいたしまして七千九百一十一人が対象になっておるわけでありまして、それにつきまして月額、法案のように百分の十を産業教育手当として支給するといひまするならば、二億一千九百六十六万かかるわけでありまして、それから百分の六の場合はどうかという計算もいたしました、それについては、その数字は一億三千四百四十九万、こういう数字になっておるのであります。

そこで予算の措置であります、この辺を法案提出前に予算の折衝などをしていたしましたので、予算といたしましては、自治庁の地方財政計画の中に地方の財政需要額として一億六千五百萬ほど組まれておるようには承知しております。

○高田なほ子君 そういたしますと、大体予算の面から考えると、百分の六程度のところから落ちつくということになるわけですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) この法案によりまして二億一千九百萬、それから百分の六といふと一億三千五百萬、そのちようど中間ぐらいの一億六千五百萬、こういうのが予算に載つておるわけでありまして、でありますから十分の一といふことじゃありませんで、この

法案で支給できる程度の額が見積られております。

○高田なほ子君 大へん技術的なことを伺いますが、この法案によりまして、百分の十以内といふふうには法文には表わされて、また提出者の側としては本俸額に定率をかけたものといふふうな表現にしてあります。従つて今度地方交付税の中に入っているのは一億六千六百万とすれば、大体百分の六ないし七といふような数字が出てくるように思ふますが、という質問をしたので、そのうなのです。

○衆議院議員(赤城宗徳君) わかりました、お説の通りであります。百分の十以内でありますから、正確な計算を持っておりませんが、八か七かその程度になると思ふいます。

○委員(岡三郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。

○松永忠二君 ちよつと私お伺いたしたいのですが、先ほどから赤城さんのお話だと、予算が計上されてきたとか、あるいは地方財政計画の中に一億六千五百萬とかあるというお話があるのですが、これは私もちよつとその話がわからぬのですが、法案が通つてもおらないのに地方財政計画の中にこれが盛り込まれておるといふのは、どういふわけなんですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 実は内閣の折衝でありまして、こいういふものを今年解決しようといふことで、まあ率直に言つて、与党でもありますのでそれをいさういふことでは自治庁、文部省、大蔵省、その他と予算を作るときに折衝を続けてきたわけでありま

す。そういう関係で、これは法律になるか、あるいは次官通達になるか、人事院の規則で定めるか、まあいずれかは知らぬが、こういうことを実現させたいというふうに私も強く要望したいものです。法律提案前に地方財政計画の中に、これに相当する程度の予算といえますか見積りがなされておいた、こういう事情であります。

○委員長(岡三郎君) 松永君簡略にお願いします。

○松永忠二君 一つ文部当局の方に御答弁をいただきたいのですが、いろいろわれわれは、この御趣旨は非常によくわかるわけでありまして、各方面において教育予算が非常に逼迫を起している、しかも定数の基準等においてもなかなか通らない、予算単価を引き上げなければいけないというようなときに、法律も通らないうちに、一体財政計画の中にそれが盛り込まれているということについては一体どういう御見解をお持ちなんですか。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもとしては、地方財政計画に十分な財源措置をするのが当然だと思っております。実は本年度の地方財政計画におきましては、教育費につきまして約二百億の増額をはかったわけでありまして、このうち義務教育の分と、それから高等学校の分に分けまして、従来高等学校の積算基準が非常に低いのでこれを大幅に改訂いたしまして約八十億ほどの財源措置を講じたわけでありまして、この中に約一億六千五百万という農水産手当が一応含まれておる、これは産業教育振興法の第三条に基づく規定でございますので、私どもの見通しとしては、これは人事院が国立学校について指定し

て、それが地方公務員に及ぶという関係だと私どもは理解しております。ところで、なかなか人事院の指定が出ないの、特に国立学校の該当者が非常に少ないという点と、国立学校については付則でもございまして、対象となかなか困難だというような気持もございまして、実は人事院の指定がされなかったという関係でございます。

○松永忠二君 それは少し御説明がよく私わからないのでありますが、そうすると、先ほど矢嶋委員からお話があったように、文部省ではすでにこういう構想のもとに大蔵省、自治庁あたりと折衝しておいたのですか。

○政府委員(内藤三郎君) もちろん、この産業教育振興法第三条の三の解決を政府はしなければならぬ義務を課せられております。私どももこの解決のために努力をして参ったわけでありまして、しかし、まあ先ほど赤城議員からお話のように、農水産だけなら何とか一歩前進であるということと、ある程度の了解ができておいた、こういうことでございまして。

○松永忠二君 それなら何も議員立法でこういうふうに出さないで、そういう御折衝をなさったならば、そういう財政計画に組まれている範囲内であつた方々文部省が最も妥当と考えられるところの案を御提案になるべきではないか、議員立法をすでに会期末の最終段階になってこういう形に表わさなくて、そういう責任を持っておいでになるのが文部省のお役目でしょう。

○政府委員(内藤三郎君) このことにつきましては、いろいろと検討すべき問題がありますので、先ほど赤城議員のお話のような次官通達、自治庁と

の共同通達のこととも考えましたし、あるいは人事院の指定等も、人事院で指定をいたしますと、これが公立学校に及びますので、そういうことも検討を十分いたしました。遺憾ながら十分な目的を達することができませんので、党の方でこの問題は前から御関心があつたとして、議員提案でこういう法案を出したわけでありまして。

○松永忠二君 私は今の局長の御答弁では納得いたしません。いずれまた文部大臣が出て来られると思ひますので、その問題について文部大臣の見解を私はお尋ねしたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 松永さんの御質疑でございますが、いきさつをくどくど申し上げるのも恐縮ですが、私は人事院の指定でやるべきだ、こういうことで人事院にずいぶん折衝をしたのですが、先ほど内藤局長も言われておりましたように、国立は九人なんです。実際の対象として私どもは公立が多いから、七千九百人もいるのでありますから、公立を扱つたに、人事院は九人だ、しかも付則でというように、なことでうんと言わない、私どもはそれで解決しようと思つておりました。それが、そういうことでだんだん……、それじゃ文部省から出すべきではないか、政府提案でやるべきじゃないかと、文部省の方ではまだ工業方面については十分調査をしなければならぬ、そういうことでいろいろないきさつがあつたので、やむを得ず議員提案という事情になつたので、その点を一つ御了承を願ひます。

○松永忠二君 もう一つ、私は、そこが実はもう少し高田委員のあとで、お聞きしたいところでありまして、九人の

国家公務員の管理費であつて、そのため二十万の国家の財源を出す、あとは地方予算で何億という金を出す、一体そういうことを法律として提案をするというところが、今与党や国家の考えられているところの政策に合致するものであるかどうか。御趣旨はよくわかりますが、そういう建前は、やはりわれわれは超党派的に取り扱つていただきたい。また今の予算の問題について、われわれがいろいろ考へていることについては、いずれも明年の予算を拘束するということだけで、われわれの議員提案についてもなかなか御賛意を得られない現段階において、法律が通らない以前にこれが地方財政計画の中に盛り込まれているということについては、やはり私は責任ある文部大臣の御答弁を聞かない限り納得はいきかねますので、実はそういう問題についてももう少しお尋ねをしたいのであります。

○高田勇君 ちよつと関連して……、今の問題で人事院規則に入ればやれ、というところは、私はちよつと解釈が適切じゃないかと思つた。今御指摘になつておるのは、国家公務員についてではなくて、地方公務員の関係ですから、人事院規則に入ればそれで法律はなくてもいいとか、あるいはそれが入れられなかつたから法律が必要だということは、よく事情がおわかりになつておる局長や、あるいは提案者の御意見としてはちよつと了承できかねますが、これはどういふ関係ですか。(実際これはおかしい)と呼ぶ者あり)

○衆議院議員(赤城宗徳君) 御承知の通り、人事院は国家公務員の給与を扱つております。それで国家公務員の給与については人事院規則や何かで規定いたします。そうすると教育公務員特例法の二十五条の五であります。公立学校の教育公務員の給与の種類の、その額は、当分の間、国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として定めるものとする。こういう規定がございまして、大体国家公務員の給与の種類と金額がきまりますならば、地方公務員の場合は地方の条例によって、基準によつて定められるわけですから、こういうことでありますから、私どももいたしましては国家公務員の方を一つきめていくべきじゃないか、そこで人事院の指定をさしたい。それで指定をさせれば、教育公務員特例法第二十五条の五によつて地方条例を作つて、地方の公務員にもそれと同じような形で給与の体系ができてくる。こういうふうな思ひましたので、人事院の指定を実は促したのであります。人事院の指定があらせられたら、人事院の指定がありまじやないか。しかし、われわれが対象としている教員としては、地方公務員がほとんど全部はそれを対象とした一つ法律にしていこう、こういう事情であります。

○委員長(岡三郎君) ちよつと速記をとめて。

午後二時四十四分速記中止
午後三時三分速記開始
○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。続行いたします。

○高田なほ子君 念のため伺っておきますが、問題になっている助手、実習助手、その数字等については御調査になつておられますか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 農業に関する課程で実習助手が総数で千四百四十八人おります。雇用人が七百二十六人です。なお、水産に関する課程の実習助手が八十八人、雇用人が六十七人、工業に関する参考で申し上げますと実習助手が千六百五十六人、雇用人が百六十七人という数字でございます。

○高田なほ子君 助手の問題は、先ほどからも問題になっておりますが、数字を開けば大へん多い数でもなさうでございますから、これは後刻、先ほどの予算の問題等と関連して強く善処されることを要望するわけで。

次に御尋ねをしたいことは、先ほどからの御質問の中にもありましたが、水産と農業に關係する者のみここに取上げてありますが、仕事の種類から申しますと、土木実習などについてはこれを時間を切ろうと思つても中途半端なところは切ることのできない性格を持つてゐるもの、そうだといたしますと、実習に伴つて途中でそれを断ち切つた場合にあとに支障が残つていく。これは単に生きものではなくて、継続してやらなければその実効が上らない、継続してやらなければその仕事を完結していくことができない、こういうように同種類のものに對しては御議論の途中でどういふような観点からこれを切つてしまつたのか。私は林業あるいは土木、そういう面から非常な疑問を持つておりますから、立案者はこの疑問を解くに足る御答弁をいた

きたいのです。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 土木の問題の御質疑であります。農業関係の土木は農業の中に入つておると思ひます。工業関係につきましては、工業一般との関連上先ほど申し上げましたように、十分な調査検討ができておりませんので、その点は入つておらぬといひますか、こういう事情です。

○高田なほ子君 農業土木と一般の建築の実習の中で行われることと、私は仕事の内容は若干違ふかも知れませんが、実習そのものに對する労苦またその継続的に行なつていかなければならぬ、こういうような性格では全く同じものだと思うのですが、どうしてこれを区別しなげなかつたのでしよう。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 工業に関する問題は、先ほどから繰り返して申し上げますように、工業についてなお研究したいという考えから、その土木をも含めて工業として研究していき、こう考へておるのであります。

○高田なほ子君 およそ立法の任に當る私どもとしては、實際行政面で非常に差別的な取扱ひが起るようなやり方というものについては極力これは避けなければならぬもので、もしそういう法の不備があるとするならば、暫定的に同種類のものに對しては同じような措置を与えることは、これは考えなければならぬが、これは何とか方法がありませんか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 不均衡な措置は私もとりたくないと思つておるのですが、工業の面について調査が法案を提出するまでには十二分でなかつたもので、そこで工

業の土木だけを入れるということになりますと、工業一般とも関連を持つてくるわけでありませう。高田さんの御意見のように工業そのものの時間的に切れないものがたくさんほかに、そういうカテゴリーといひますか、範疇に属するものが非常に多いと思ひます。そういうこと等との関連においてそういう研究をいたしまして工業全体として第二次的に取り扱つていきたい、こういう考へでございます。

○高田なほ子君 この問題については質問を切りますが、立案者の方の側でも特に土木に関する場合には非常な不均衡を認めておられる。農業土木に關する場合には他の土木事業の実習に比して非常な優遇を受けているのだということは、これはまあ御確認になつておるようでありませう、この点は私どもとしては承で可い、実は問題なのですが、今後責任を持つてこういう不均衡がなくなるような方向に一層努力していただきたいということを申し上げたい。

次に御尋ねしたいことは……
○矢嶋三義君 ちょっと質疑の前に、政府委員の出席を要求したいのですが、よろしくございませう。——実は先ほど予算関係に答弁があり、また全国知事会から反対陳情があつたのでありますので、法成立後後援が起らないように、念のために私は自治庁の長官、あるいは政務次官、財政部長、だれでもいいから出席してほしいと、質問二、三分で済むからと要求いたしましたところ、財政部長は地方行政委員会に交付税関係で入つておる——これはいしたし方ない。政務次官でけつこうだからと言つてやると、政務次官、衆

議院の本院に入つておつて来られないと、だからあらためて、政務次官でけつこうですから、四、五分で済むのですから、せひどなたか一人、ちよつと出席するように、正式に委員長を通じてお願いいたします。

○委員長(岡三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。ただいまの矢嶋委員の要請は直ちにいたします。

○高田なほ子君 次に、この産業教育手当の實際の面でありませうが、産業に従事する教師並びにその事業に關連する方々、養蠶業です。これは時期的な場面もありませうか。大へん忙しくなつた場合には、この産業手当を支給しないという、時期的な給与といううな面も考へておられるのでしようか。いかがでしょう。

○衆議院議員(赤城宗徳君) この産業教育手当は、農業及び水産に關しましては、超過勤務的な性質を持つておるのであります。超過勤務手当として、これを時間的に、あるいは季節的に出すというところは、實際上非常に困難である、こういう建前から、新たに産業教育手当というものを、国家公務員の給与の体系にもありません、地方公務員の給与の体系にもない産業教育手当というものを新たに作つたわけでございます。これは法律の中にもそれはありませんから、そういう事情でありませうから、養蠶のことで、時期的に忙しくないから、その時期には支給しないというところはありませう、実習に伴う教科を担当してやつておるといふことになつておりましたら、時期的に忙しくないときでもつくつと、こ

うふうに解釈をしております。

○高田なほ子君 そういたしますと、ますますもつて、これは実習に當るすべのものが、この給与の對象となることは明確であつて、やはり立案者において、そういう点を明確にしながら、なおかつ農林、水産だけを取り上げたという点については、私としては、はなはだ遺憾ながら納得しがたいものがあるわけですから、まあ、納得しがたいから反對するという理由では決してありませんが、あまりにも政治的なものがするのではないかと。まことに申し上げにくいことですが、そういうたうな気がいたしましたして、はなはだ遺憾に感ずるわけであります。

○衆議院議員(赤城宗徳君) お話ごもつてもございませうが、ただ一つだけ私から申し上げさせていただきます。政治的においと思つては、政治的に承知したいと思ひます。別にそういうものを排斥するといふ気があつたわけではありませう、先ほどから繰り返して申し上げましたように、人事院においても、文部省においても、なかなかこれが取り上げられないで、長く捨てておかれたと、こういうことでありますから、一つ解決をこの面からやつていこうと、こういうことで、御説のことはよくわかりますが、あえて政治的にどうこうということだけは考へておりませんので、その点は御了承願ひしたいと思います。

○高田なほ子君 これは意見の相違になります。超過勤務手当でない、実習のための手当という性格がはっきりしておる限りは、もう少しやはり、立案者において、時期をかけ、公平な方

の研究費のときにも、予算措置はしたけれども、来年以降の見通しが立たなかったから、法律措置はしなかったという大臣の答弁があったことは、局長も御存じの通りです。そこで今回の場合も、この予算措置はどうも私にはちよつと了解できかねますけれども、かりに提案者の説明を了承したとしても、政府の方でその予算措置をして、それは来年度以降そういう約束ができたということではなくて、今年だけというつもりでやったことが、前の文部大臣の答弁からいえると思うのです。そうすると、提案者の趣旨と文部省が予算措置をしたということとの間には、その趣旨において若干違ひがある、こういうことになると思うのですが、局長の御意見を伺いたい。

○政府委員（内藤豊三郎君） この前理

庫補助でございますので、経過を一応見て、それから後に実施するために法律の改正をいたしたわけでございまして、今回は、これは地方財政計画でございまして、直接の国庫の補助ではございまして、一たび地方財政計画に組み入れられますと、今後ずっと動かないものと一応私は承知しているものであります。その点が違うわけであります。

○湯山勇君 それならば当然政府提案になすべきです。そういう御見解ならば、当然この法律は議員提案でなく、政府提案でなければならぬ。なぜかといへば議員提案がなされる以前に政府の方から予算措置について考慮されているわけですから、そこでこれはやはり松永さんと同じように、大臣がお見えになってから伺うことにします。

その次にお尋ねいたしたいことは、提案者の方にお尋ねいたしますが、この法律によって全国一斉に実施されるという保証はできないと思ひます。それについて何かお考えになつておられるかどうか、特に私がこういう質問を申し上げるのは、全国の知事会議が反対しております。全国の知事会議が反対している中で、こういう法律ができたらとて、各府県ともできるといふことの私は保証がなければ、これはせつかくの好意がその通り実施されないといふことになりまして、これについて御確信があれば一つ伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 地方においては、条例によつて定めることであるから、知事の反対があると実現が困難でないかという御意見だと思ひますが、

いふことが、法案が通らない前ならば、この法案に對していろいろ議論はあると思ひます。しかし、法律案が幸いに通過したといふことで、法律ができたといふことになりまして、また国の交付税の裏づけもあるといふことであります。反対であるからその金を使わない、出さないといふようなことではなく、やはりこの法律に準拠して、地方でも条例を作つて、給与を出すといふことになるといふふうに私は見ております。法案の審議中でありましてから反対はありましようけれども、通ればこの問題は解決する程度といふか、相当程度解決して実施されるというふうに私も思ひます。

○湯山勇君 そこに問題があると思ひます。矢嶋委員が自治庁を呼んだ趣旨もそこにあると思ひますが、今日法律ができても、あるいはその他の措置がなされなくても、必ずしも府県はこれらの希望通りにやっております。あるいは法律通りにやっております。特に今回のように、全国の知事全部がそろつて反対しているような問題については、条例権限は知事にあるわけですから、なかなか私は条例提案しないのじゃないか。ここに、これは提案者も御存じのよう、に、再建団体は財政負担が非常に大きいといふ中であつて困難性があると思ひます。もう一つそういう困難さを裏づける材料として、今の学校種別の差別があると思ひます。県の事情はいろいろありますから、どうしてもこれは農林水産だけでなく、やるなら工業その他も含めてやりたいといふようなところも出て参りまして、それ

ができるまで一つ待とうといふように、こういうせつかくの法律がかえつてやりにくくするといふような要素さえも私は出てくると思ひます。提案者の言われたように、法律ができればこれによつて大体やるのじゃないか、こういうようなことであれば、少し詰め教室もできないだらうし、昇給の延伸とかそういうこともなくて済む、極端な首切り等もなくて済むと思ひます。それができないところに今日の地方財政の実態があると思ひます。そこでもう少しそのお見通しについて具体的な御説明ができるのであれば伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 残念ながら具体的な見通しの材料を持っておりませんが、地方財政のいろいろな事情もあつて、交付税の中に含まれてはいるし、また衆議院の委員会でも付帯決議にありますが、工業及び実習助手等については来年度措置を講ずべきである。また社会党もそうでありまして、私の方の党でも、これは米年においてはやろうといふことになつております。私の気持を、提案者の気持を果してのんでくれるかどうか非常に疑問でありますけれども、私は法律として通つた以上は、これは実施する見込みが非常に強いように私は思ひます。

○湯山勇君 その点は私は政府ももちろんです。提案者ももちろん、それからこれに賛成するわれわれも、力を合してやはり実現の方へ努力しなければならぬと思ひます。そうするためにはやはり来年以降は他の学校にも及ぼすんだといふような明確な何と申しますか、決定とまでは行かぬに

ても、言質があることが必要だと思ひますが、この点については政府はどうお考えでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 衆議院の決議もありますので、決議の線に沿つて最善の努力をいたします。

○湯山勇君 もう一点承ります。それは地方交付税に見込むといふことは、これは当然といへば当然の措置かもしれないけれども、現在の交付税率の問題がこれと関連してくると思ひます。で、突如としてといへば突如としてですけれども、こういう問題を今交付税率がごたごたしておる中へ持ち込むといふことは、これもまた非常にこの法律の実施に不利な条件になると思ひます。そこでこれの実施に當つては、何か特別交付の方途を考えなければならぬと思ひます。あるいは、そういう点についての御検討があらうか、あるいは将来そういう点についての御努力をなされるのかどうか、これも提案者のお考えをまず伺つておきたいと思ひます。なお、自治庁が見えたら自治庁にも伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) ひもつきといふことは、特別にこの分を引き離してやたらにいいじゃないかという御趣旨には私も賛成であります。自治庁のやり方を私も詳しく承知しておりませんので、そういうことができるかどうかは、ここで私が申し上げることとはできません。地方税率の、交付税の税率の引き上げの際にはどうかと御同感であります。これについて一応申し上げておきますと、私の方の党としては、これと同じように税

率の引き上げにつきましては、党として来年度から二七・五%に引き上げる。法律には書いてありませんが、そういう決定にはなつておりますので、念のために申し上げます。

○湯山勇君 自治庁の政務次官お見えになつておるようですか。

○政府委員(加藤三郎君) 公立学校の教育公務員の給与につきましては、教育公務員特例法の第二十五条の五。それから地方自治法の第二百四十四条の第二項で、地方公共団体はそういう支払いが、特殊勤務手当という新しい概念で支給し得ることが規定いたしてございしますが、その具体的なワクを新しい法律で、産業教育振興法の第三条の三等なるというところにつきましては、文部省、自治庁、人事院等皆了解いたしてあることとございまして、また地方財政計画及び地方交付税の計算の中にもそれが積算されておるわけであります。で、その点につきましては、自治庁の方でいたしましてこの法律案につきまして異存はないのでございします。なお、これらが果して実行できるかどうかという点につきましては、本法第三条を拝見いたしますと、その者の俸給月額額の百分の十に相当する額をこえない範囲内において、条例で額を決定するわけでございますので、各地方団体のこれは運営でございまして、新しい教育委員会法によりまして、知事は教育委員会と協議して教育の予算を定めることになつておりますので、適切妥当に運営をいたすものと存じております。また御心配の地方財政再整備促進法の指定団体につきましては困るじゃないかというお話でござ

いますけれども、しかしながらこれに
つきましては、地方財政計画で予定し
なかつたり、交付税で予定していない
範囲の支出でございましてお説の通
りでございますが、政府の方といた
しまして、これらを受け入れる意味に
おきまして、措置をしております場合
におきましては、その団体の特殊性に
よって問題があることはあるかもしれ
ませんが、それは第三条の「百分の十
に相当する額をこえない範囲内」で
ございまして、各団体の財政力にら
み合せまして適切な範囲内で条例で
決定いたしますればできると思いま
す。で、必ずしも自治庁が再建計画の
変更の際にこれを拒否する理由になら
ぬと思うのでございまして、財政上妥
当な範囲の率で支給なさる分におきま
してはこれを支給し得るものである
し、また支給することになるだろうと
想像いたします。

○湯山勇君 今の次官の御答弁は私は
非常に重大な点で、大へんな御答弁だ
と思うのです。そういうことでは提
案者の趣旨と全然違つてきます。一つ
は財政状態の悪い府県は少くともよろ
しい、こういうことでしょうか、次官の
おっしゃるのはいかゞ、そういうこと
とが一体いいとか悪いとか、そういう
ことが一体この法律の趣旨なのかどう
なのか、これが第一点です。

第二点は、あなたは特殊勤務手当
として認める、こういうこととすけれ
ども、そうじゃないのです。特殊勤務
手当でないという立場で認める、こう
なっております。だから、もし自治
庁がそういう観点からこれと認めた
すれば、これはもう一べんやり直して
もらわなければならぬということにな

るのですね。申し上げておるのは、そ
の再建団体等で困つておるところにつ
いても、何らかの方法でやはり全国並
みの水準において実施されるように自
治庁としても努力する、別途考慮する
ということではなければ、これはやりま
せんよ、知事はみな反対しておるの
ですから……。それをお聞きしておるの
です。

○政府委員(加藤三郎君) ただいま私
は、この法律にある通り条例で額をき
めるということを書いてあるからそう
申し上げましたので、何も法律に、提
案者の意見に、私は反対しているわけ
じゃない。それで、大へんなことにな
るというお話でございしますが、私は何
もこの法律案をぶちこむ意図も何も
ございしません。で、すでに政府が受け
入れるつもりで各省了解を得ておるこ
とでございまして、それで、その条
例によって額をきめるので、全国一律
に率をきめるのでないことは、この法
律の中に書いてあるから申し上げてお
るのであります。それは御了解いただ
きます。それから、どうも特別手当と
いう概念で、あるいは産業教育手当と
いう名前でありまして、何であらう
が、地方自治法の第二百四十四条の第二項
におきましてはそういうものを特殊勤務
手当と呼ぶのでございまして、それで
ここに列挙していない給与は絶対に出
せないのです、現実の財政事情で……。

そこで特殊勤務手当の概念の中に産業
教育手当があるのをごいまして、こ
れは法律解釈の問題でありますから念
のため申し上げておきます。(湯山
勇君「違つてますよ。大違ひです。間
違つています」と述べ)

○衆議院議員(赤城宗徳君) 今、自治
庁政務次官が特殊勤務の中だと言いま
したが、これは産業教育手当というも
のを一つつけ加えて、その法律の中で
地方自治法の中の出すはかの勤務と、
また新たに産業教育手当というものが
できておるのでございしますから。

○政府委員(加藤三郎君) 今のこの附
則の方を見落ししてしまつたことに申しわ
けございせん。自治法の二百
四十四条の二項の中に、列挙の中にこの産
業教育手当というのを入れました、特
殊勤務手当と同様な種類のものが新し
く列挙されますので、産業教育手当と
いうのは一種のまた特別の手当という
ふうに觀念するのが適当と思ひますの
で、この点まことに失礼でございま
す、見落しして……。訂正いたしま
す。

○湯山勇君 自治庁の次官、ちよつと
聞いて下さい。法律の条文通りいけば
府県の条例できめるのだからいいとい
うことは私もよくわかつております。
そのことは、もつと言へば条例できめ
るのだから、この法律が通つてもやる
ところもやらぬところもでてくるじゃ
ないかというのを提案者にお聞きし
たわけですから、そういうことはまずな
い、法律ができるのだし、やつてくれ
るのだ、こういうことですから、そう
だとすれば、あなたのおっしゃつたよ
うに、府県の財政状態で、でこぼこが
あつてもいいとかそういうことじゃな
くて、やはりできるだけそろえて支給
したい。これが提案者の趣旨です。そ
こで、むずかしいところについては、
何か考へてやらなければいかぬじゃな
いか、ということ提案者にも申し上げ
なつたから次官にもお尋ねしたところ

が、次官は、それは条例できめること
になつておるのだからいいじゃないか
と、こういうことになると、御答弁の
内容趣旨が、条文が違つとか何とか
なくて、趣旨が食い違つて。そこで、
今のように非常に困つて、その実施
できないようなところ等については、
何か考へてやる方法がないだろうか
というのですから、一つお考え願えな
いのですか、そういう点については。

○政府委員(加藤三郎君) それはその
問題につきましては、ただ法律にはそ
ういうふうな条例できめてやることに
なつておりますから、条例でなしに全
国一律の率によれということは、私た
ちはその法律による府県知事の義務と
か、そういうものでなしに、これは
全国の教育委員会の方の意見を聞い
て、府県知事が予算をきめるわけでご
ざいますので、教育委員会を主管する
方の政府当局の方で十分御指導をし
ていただきます、また自治庁もせつか
くこうした、たとえば農場で農業の生
産労働収入等でもって農場をまかなう
というような場合とか、あるいは練習
船なんか相当勤務に従事しておる場
合もございします、そういうような
現状にかんがみまして、自治庁の方
で、主務省の方針に協力いたしたい
と、こう考へております。

○湯山勇君 ちよつと違つてますよ。
○衆議院議員(赤城宗徳君) ちよつと
政務次官に補足いたしますが、この第四
条「教員の産業教育手当を、第四條で
すか、『国立の高等学校の教員の産業
教育手当を基準として定める』と、『基
準として定める』というところは国でき
めたと同じにやるといふことが、これ

は今までの例であります。これは教育
公務員特例法の場合にも国で定める給
与と同じで、地方でも定める例であり
ますから、率の場合はこれは国に九人
の該当者がありますので、これにつ
いて国の方できめた率として地方の方
においてもそのまゝの率として採用され
なければならぬ、こういうふうな私
どもは了解しております。

○湯山勇君 文部省、今のどうです
か。
○政府委員(内藤三郎君) 赤城委員
のお話のように、教育公務員特例法に
よりまして、地方の教育公務員につき
ましては、国の額を基準として条例で
定める、こうなつております。ただ、
今加藤政務次官のお話は、法案として
は条例できめるのですから、条例の権
限で、条例できまるということですが、
が、実質は赤城委員のお話のように、
大体私は一律になつておると思ひます、私
どももそういう指導をいたしたいと考
へております。

○湯山勇君 もう一べん政務次官答弁
願ひます。
○政府委員(加藤三郎君) ただいま内
藤初局長のお答へと同様の見解を
持つております。

○湯山勇君 しつかりしてくれんと困
りますよ。
○矢嶋三義君 加藤次官に、ただいま
のに関連して一、二伺ひたいと思ひ
ます。加藤次官もさうですし、あるい
はまた赤城議員にもお願ひします。参
議院はおとなしくて気が小さいので
びつくりしないように、親切に御答弁願
ひたいと思ひますが、まずさつぱらに
らんについて、この法律が通つて、該
当教員は手当をもらえればいいわけな

○湯山勇君 ちよつと違つてますよ。
○衆議院議員(赤城宗徳君) ちよつと
政務次官に補足いたしますが、この第四
条「教員の産業教育手当を、第四條で
すか、『国立の高等学校の教員の産業
教育手当を基準として定める』と、『基
準として定める』というところは国でき
めたと同じにやるといふことが、これ

は今までの例であります。これは教育
公務員特例法の場合にも国で定める給
与と同じで、地方でも定める例であり
ますから、率の場合はこれは国に九人
の該当者がありますので、これにつ
いて国の方できめた率として地方の方
においてもそのまゝの率として採用され
なければならぬ、こういうふうな私
どもは了解しております。

んです。問題はそこなんです。そこで私は、条例で定めるようにいたしてあるわけですが、いろいろ論じられてるが、私は赤城議員の、当初予算に對する答弁からは、私は次のように了承したわけなんです。そのことを自治庁の責任者から確認しておきたいと思つておいて願つたわけなんです。私が了承したことは、予算も伴ふことであるし、国家公務員は九人おるからそれに必要な二十万円はこの法案につけて出してあるように措置ができる、問題は地方公務員である、該当者であるが、その支出が必要であるから地方財政計画に繰り込んであると、従つて國家公務員に準じてということは、ほとんど過去の実績では、同じように条例で作るのがならわしになつてゐるわけですが、従つて知事に誠意があれば、知事にやる意思さえあれば、この法にある一〇%の産業手当を出すための条例を縣議會に提案することができ、かように地方の計画に繰り込んである。こう私は赤城議員の答弁を了承してゐるのですが、政務次官、その通りでございますね。

○政府委員(加藤精三君) この条文通りの財政措置がしてありますので、地方自治法の第二百四條の二ですか、それから教育公務員特例法の第二十五條の五によりまして、国の措置に、大体におきまして右へならえができると考へております。

○矢嶋三義君 再建団体でないところはもろろのこと、再建団体においては再建計画の変更を持つてくれば、自治庁としてはそれを承認するということは答弁されてゐるわけですから、すべての自治体において首長がその決意と誠意さえあれば、この法の精神を尊重されれば、この法にある一〇%の産業手当は出せる、かように該当者は期待してよろしい、かように了承してよろしうございませう。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 法律に規定されてあるのでありますから、私はそう期待します。ただ条文に、百分の十以内とありますから、十がはつきりしていませんけれども、私は國家公務員の場合にきめた率と同じように、地方においてもこれにきめるべきであり、きめられるものと期待してあります。

○矢嶋三義君 次に、政務次官に伺いたのですが、この知事會議の反對要望を見ますと、五項目に書いてあるのですが、ごもつともな点もあるわけですが、その内容を伺う前に、私は基本的な点を政務次官に伺いたのですが、それは國家公務員並びに地方公務員で、この産業教育、さらに産業の発展のために専念されてゐる、この國家公務員、地方公務員を通じて、この法の立法精神で処遇を扱われるという、こういう考え方にはもちろん政務次官としては全面的に御賛成の立場をとつておられると思うのですが、念のため伺いたいと思ひます。

○政府委員(加藤精三君) 私どもの方といたしましては、皆様の御提案の法律ですが、「農業、又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に對する産業教育手当の支給に関する法律案」という、この法律案について意見を求められて、各省と協議いたしております。で、それ以外はこの教育公務員ないし一般公務員の給与の間の均衡をとるとか何とかいう問題につきましては、よく自治庁も当該主務官庁である文部省とか、あるいは人事院の御意見を聞きまして、十分将来打ち合せをいたす存念でございます。

○矢嶋三義君 もう一回伺ひたいと思つたのですがね、私はこの知事會議の反對の決議の中で、知事の立場としてはごもつともだと、これはわれわれとしてこの法律を成立させるために考慮しなければならぬ、かように考えたことは、産業教育に従事する技術吏員、たとえば農業講習農場、農業講習所、水産講習所と、こういうところに勤務する地方公務員を知事はかえてゐるわけですね。従つて、まあ知事としては産業教育の場で、あるいは農業、あるいは水産に關して働いておられる教育地方公務員にかような手当を出すところの条例を制定するとすれば、知事は同じその自治体の公務員である、こういう水産講習所、農業講習農場、こういうところの公務員に對してもかような手当が支給されるような条例を作らなければならぬ、かように知事は審かされてゐるわけですが、ごもつともだと思ひます。そういう手当が将来地方公務員の該当者にも支給されるように、かような条例を自治体が制定することについては、次官としては、むしろこの法案に賛成してゐるだけに奨励する立場をとり、また再建団体等で、そういう点から再建計画の修正等が申し入れられてこられた場合に、承認される態度をおとりになるお考えだと思ひますが、念のために伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(加藤精三君) まあ非常に複雑な御質問でございますが、また非常ににはつきり御質問の趣旨は私にわかつてゐるのでございまして、たとえば農業改良普及員等がこういう問題に刺激されたかもしれませんが、号俸調整の要望を出してゐるという事実も知つております。しかしながら、地方団体の公務員の給与が国の公務員の給与に準ずるといふ大原則があるようございまして、それらにつきまして地方団体側といたしましては、今度國の公務員も地方の公務員もひとしく新しい法律によりまして均衡を保つて財源措置されるというような場合でございますから、われわれといたしましては各省で打ち合せいたしまして、政府としてまあ反對はいたさないことになつておるわけでございます。そういうような關係から、私たちはこの問題を処理してゐるのでございまして、さらに広い範圍の一般公務員とか、教育公務員とか、そういういたたさん公務員の間で給与の均衡をとるというやうな問題に關しましては、さらに広く自治庁といたしましては各事項を主務省または人事院と十分に打ち合せを遂げまして、研究をさしていただくことにいたしております。

○衆議院議員(赤城宗徳君) ただいまの農業講習農場とか、農業講習所、産業講習所、水産講習所等技術吏員でもこの法案によつて刺激されるといふは、あると思ひます。刺激されるといふは、これにないらいたというお氣持はあると思ひます。しかし、これは技術職員は、御承知のように、一般の給与の中でこの間も改正をされてゐるやうであります。技術職員は、はかばかに給与をよけに見るといふやうな形

が一般の原則としてできてゐるやうにも考えられます。これは別な給与の体系の中である。そういうことでありますから、直接にこの法案ができたから、知事會として心配してゐるやうに、農業講習農場とか、その他農業講習所でこれになつて上げなくちゃならないという直接的なあれはないといふやうに考へております。

○松澤晴介君 関連して。ただいまの政務次官の御答弁によりまして、政府がこの問題に對して御賛成なんであるというやうなことをおっしゃつたが、先ほどの局長の説明によりまして、政府はこの法律案に對して反對であるといふことをお聞きしたのでありますが、その食い違ひに對してどういふ——政府といふのは二つあるのですか、三つあるのですか。(笑聲)その点お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(加藤精三君) まあ、この給与に關します主務省におきまして、まあどうしても昭和三十三年年度よりこういう手当を実施しようといふこととでございまして、政府提案として率先提案したんだらうと思ひます。でございますが、しかしながら、それらにはまだ若干の研究を要する点があると思つておられるというところ、また國會におきましてそういう法律案が出たら、それに対して最後まで反對申し上げるという政府の態度とはまた別問題であらうと思ひます。

自治庁といたしましては、各省とよく協議をいたしましたのでございまして、自治庁の見解といたしましては、こうした法律が出、そして地方の歳出を要する場合には、地方自治団体が歳出をしても一向差しつかえない、こ

ういふふうな見解を持っておりまして、その点まあ大体におきまして皆様御了解だろと思ひますのですが、(笑声)大体さういふふうに了解しております。(笑声)「閣議決定と違ひのすか」と呼ぶ者あり)

○松澤晴介君 たいだいまの政務次官の御答弁に對しまして、局長が先ほど政府の所信態度を述べられたそのことと食ひ違ひがあるかどうか、局長より御答弁を願ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 先ほど申し上げましたこと、加藤政務次官からお話しになった御趣旨は表現においては多少違ひがあるようでありましてけれども、實質的には食ひ違ひはないように私は思ひます。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。

○松澤晴介君 いろいろと拝聴いたしました、一言にして言うならば、支離滅裂というのが皆様方の御答弁の事柄じゃないか、私はさうに受取つておられますので、はなはだ、これらの問題に對しまして、もう少しほんとうにお互いに連絡というものが、あるいは欠けておる点があるのじゃないか、そういうものに対して、われわれに提案する場合においても少し詳細に真剣な調査なり連絡があつてしかるべきじゃないかと私は考へるので一言この点の不滿を申し上げまして質問を終わります。

○矢嶋三義君 内藤局長にこの際二、三点伺つておきたいと思ひます。それは、この法律と直接関係することです。それから伺つておられますが、産業教育振興法が施行されてから四年目ごろ

に大蔵事務当局の意向があつて、一応この産業教育振興法に基く補助金が下向きになつてきた、ところが本年度の予算を見ると、昨年の六億九千万に對して七億二千万が認められてゐるわけですが、もちろん文部省としては十一億一千万要求しておるわけですが、文部省並びに、参考にするわけですが、大蔵事務当局の見解というものは、今のわが国の産業経済の事情からこの産業教育振興法に基く補助金というのは下降状態をたどるのじゃないか、むしろ上昇線を描く方向にあるかと思ひますが、念のため文部省並びに大蔵事務当局はどういうふうな考へておるか、この点伺つておきたい。

○政府委員(内藤三郎君) もちろん全体的に見ますれば、科学技術振興という観点から上昇をたどるべきものと私も考へておられます。ただ設備費につきましては、これは五カ年計画が一応本年で終了するので、従来のような積み上げ方式というふうな形のものについては少し検討をいたしたい。しかしながら、今後産業界の新しい要請によつて理科教育とともに産業教育につきましては、格段の努力をしなければならぬと考へておられます。

○矢嶋三義君 その五カ年計画は一応終了したから云々というのを、文部省の所管局長からさういふ発言があつては工合が悪いのです、大蔵の当局の事務官係からさういふ言葉が出るのは僕にはまあやむを得ないと思ひますが、あなたとしてはさういふことを速記に残されても困ると思ひます。なるほど設備費は五カ年計画である程度まで行つておるわけだが、設備の更新というものを考へなくちゃならぬ。外国の大学は機

械設備にしても最新の、先端を行くものが大学の実習、実験所に入つておる。日本においては一流大学でも、言葉は適当でないかもしれないが、役に立たぬものを入れるという意味での博物館行きのようになつてゐる設備が入つておる、さういふ大学がたゞさんあります。ましてやこの高等学校になつておる、ある程度機械等の設備は整つてゐるでしょうが、日進月歩の現代非常に時代的におくれたものがある、さういふ設備で教育を受けた子供が、近代的な施設、設備を持つておる職場に行つて十分能力を上げ得ないわけですから、だから何十年前に入れた機械があるからそれでいいやうな考へ方では、私は産業教育の振興ははかれないし、また日本の経済の振興に即応していけないと思ひます。従つてさういふ角度から、設備の近代化、更新というこの角度からさらに積極的な計画を立てられ、これらの予算というものは下降線どころか、むしろ上昇線をたどるべきものである、さういふ点について文部省はもとより努力をされなければならぬ、かように考へておるのです、もちろんあなたの方もさういふ考へを持っておられると思ひます、大蔵事務当局の考へはどういうことを言つておられますか、この際私は時間がないので直接呼ぶわけにはいかぬから、あなたを通じて参考になる程度でお伺ひしたい。

○政府委員(内藤三郎君) 大蔵事務当局が、私どう思つておられますか、はつきり真意はつかみかねますが、私も大蔵省とある程度考へが一致しておりますのは、一応五カ年計画が本年

で七〇%のところは完了する、で私の先ほど申し上げましたように、積み上げ方式による一律のやり方について検討する、さう申しましたので、あなたのおつしやるように設備更新の問題もあるし、新しく工業学校の増設問題が今後特に経済五カ年計画に應じて起きると思ひます、また各工業学校の特殊性を十分考へなければならぬ、特殊性に基いた設備の拡充ということも起きると思ひます、さういふ意味を考へて新しい角度からこれを検討して大いに振興したい、この点について私は大蔵省も別に異存はないと思ひます。従来の行き方について私も検討していきたい、さういふ意味でございます。

○矢嶋三義君 それらの点については、事務当局としては文部大臣によく話してあります、いざいざよくは文部大臣がおいでになるでしようから、その点聞きますが、十分さういふ点は文部大臣に説明してあります。

○政府委員(内藤三郎君) 十分説明しておるつもりでございます。

○矢嶋三義君 最後に伺ひたい点は、これは産業教育振興法が発足して以来もう再三お尋ねした点ですが、それは中学校の産業教育ですね、この法発足以来高等学校の施設費があまりにも惨たんたるものであるからというので、これを重点的にして中学校は指定校方式で来たわけですね、そのワケを拡大すべきだといふ要望は再三再四したわけですが、依然としてきつてゐるワケの小さな指定校方式になつてゐるわけですね、父兄にしてみれば昔と違つて義務教育は六年から九年に三カ

年延びた、六・三の九カ年間子供を学校にやつて卒業したときに何らかのものを身につけていないといふことは、私は中学校が高等学校の受験準備教育をするところでないだけに父兄の期待に十分沿えないものがあると思ひます。従つて中学校の職業、産業教育の振興というものは、義務教育を三年延長した制度における現在のわが国の教育法としては大事なことだと思ひますが、いまだにこの指定校方式をとつておられますが、高等学校の關係の予算さへ少いんですから、これをさいて中学校に持つていけといふ考へは毛頭持つておりませんが、この給付をふやすことによつて中学校にももう少しウエトをかけてゆくべきじゃないかと思ひますが、これらについてどう考へておられるか。さういふ点について、予算編成段階において事務当局間で相當のディスカッションも行われたのかどうか、それらについて承知したい。

○政府委員(内藤三郎君) 文部省といたしましては、予算に提出いたしましたように、中学校については今年度相當な増額をいたしております。で、今後ますます中学校に重点を置くという点につきましては矢嶋委員と全く同感でございますので努力するつもりでございます。

○矢嶋三義君 確かに去年は二千五百万円で、本年は六千万円になつてゐるから二倍ちよつとになつてゐるわけですが、しかし、全国に中学校は一体幾つあるんですかね、六千万円では……、産業教育といへば機械設備なんかいろいろなくちゃならぬだろう、確かに二千五百万円が六千万円になつたのは

相当の増額だらうけれども、私はその絶対額を言っているのだが、今後とも私の意のあるところを十分含んでおいていただきたい。

○松永忠二君 二、三点お尋ねしておきたいと思ふ。いろいろ提案者から御意見を伺ったのですが、実は学校の教育というのは一体的に行われているわけだ。で、水産学校にいたしましても、農業学校にいたしましても、実業科の担任の教員と普通科の担任の教員とがあるわけだ。で、実際に置いて普通科の先生の持ち時間というものは、職業科の先生よりも時間も数多く持っておられるわけだ。あるいは学級担任について考えてみても、実業科の先生の負担を普通科の先生が負担するというのが実情であるわけだ。そういうように、その学校の運営というものが、必ずしも実業学校において、実業科の免許状を持つている者が中心になつて行われているというのじゃなくて、一体的のものが行われているわけだ。たとえば農業の実習をするというところであれば、そのあと生徒の管理というのは、実は普通科の先生が受け持つておるといふ実情であるわけだ。こういうようなことを考へてみたときに、ここにやはりやや不均衡という感じが受けるわけだ。特に同一の学校において、その学校の能率を増進していくためには、一体的な活動というものがどうしてもなければ、学校の教育は実施できないわけでありすが、こういう点についてどういうふうな考へを持っておられるのか、そうしてまたこういうことを実施されたことによつて、その辺の教員のそういうものに対する考へ方という

ものについて、どういふ影響があるというふうな御判断をなさつておられるのか、一つ提案者と文部省の方からの両方の御意見を聞きたいわけだ。

○衆議院議員(赤城徳義) 御指摘のようないふことも考えられると思ふ。しかし、この手当は産業教育手当とは申しますが、その中にはやはり何か時間外勤務手当的な要素も相当含まれておりますので、そういう関係から申しますと、実習の指導の方が職務の内容等につきましても、まあ簡単な言葉で言へば骨が折れる、普通の教授と同じようにしてもそれ以上に骨が折れるというふうな考へましたので、こういう手当の制度を考えたのでありますけれども、御趣旨のような懸念も全然ないとは申し上げられないかと思ふ。しかしウエートを実習に携わる人の方に強くわれわれが考へましたので、産業教育振興上もこういう手当を設けた方がいいという考へております。

○政府委員(内藤三郎君) ただいま赤城委員のお話になつたと同じように、私も一般普通教員と職業教員との間に若干の御指摘のような事例がないとも限りません。しかし、もしも普通教員にやつた場合には、他の一般の普通教員にもこれは波及せざるを得ないと思ふ。先ほど赤城議員のお話のように、実習教員、特に実習に携わる場所の農水産の教員の職務の特殊性にかんがみましてこれを出す方が適當である、むしろ弊害の方が少ない、出すことが産業教育振興のために必要である、こういうふうな考へておるの

○松永忠二君 私は現実に実習を担当されている方々から見て、非常に長い時間勤務をされて、そうしてそのおやりになつておられるものに対して、それに対する手当を出さないと、むしろ

それは、何ら不当ではないし、むしろそういうことはしかるべきだ、そういうふうな考へておられるわけだ。しかし、学校においてその実習を担当し、またその実業教育の免許状を持つていて実習を担当している者が、同一な責任度あるいは時間をもつてそれを行なつてゐるとは考えられない、その学校においても非常に不均衡であるし、今御指摘になつた七千九百十一人という人の中には、むしろその学校における普通科の先生がずいぶん——今の実業学校は、実業学校ではなくて、その学校——高等学校の中から進学もあるわけであり、その学校の中から進学もあるわけであり、その進学指導等について、普通科の先生の方がむしろ責任の度合いというものが多いというところも出てきておるわけなんです。そういう意味で私は別に、事実上実習で非常な時間を費しておやりになる方に出すというところであるならば、こういう一定率の支給の仕方というふうなものは妥協ではない、そういうことによつて不均衡が生じて……、そうでなくとも実業学校の中には、実業科の先生を重んじて、そのために非常にその学校の運営のうまく行つていない事例も多くなつてきておるわけだ。そういうところを輪をかけて不合理さが出てくると私は思ふわけです。今のお話で、そういう仕事をやらせている方に出すことは非常にいいことであると私は思ふわけであり、す。そうだったらば、なぜ一体これを

超過勤務の方式というふうな形に事実をもつてやらないのか、その方がかえつてそういう趣旨に合うのではないかと申すのです。その点について一つ両方から御意見を伺つておきたい。

○衆議院議員(赤城徳義) 松永さん御承知の通り給与の中には、超過勤務手当というものがあるのであります。が、学校教員の特殊性で、学校教員が相当一般にも超過勤務などをしまして、時間的に何時から何時までというところが非常に困難のために、教育職員に對しては超過勤務手当というものはない、こういうのが実情なんです。私から申し上げるまでもございせん。そういうふうなことでありますから、ここに農業教員で免許状を持つて実習を伴う者にだけ超過勤務手当をやるというところになると、学校教員の給与の体系に影響もありはしないかというところも一応考へられるのです。

それからもう一つは、御説の通り超過勤務でいくべきだということも相当考へたのでございせんが、職務の複雑さとか内容からいって、時間的にやることは非常に困難ではないか、技術的に非常に困難ではないか、困難でないといへばないかもしませんが、非常に困難もあるのではないかと、そういうことから考へまして超過勤務手当という方式をとらずに、新たに産業教育手当というところで待遇をはかつていこうじゃないかという考へ方から、実は産業教育手当という新しい一項を、一つの手当の制度を設けたわけであり、これは御説のような研究も相当したものであります。結論的にはこれがいいのじゃないかというところに落ちついたわけでありせん。

○政府委員(内藤三郎君) 農水産の手当につきまして、特に私どもとしては、ただいま赤城議員のお話のように超過勤務の性質が非常に強い、しかしながら同時に、あまり気持ちのいいというか、まあ不快な点もあると思ふ。たとえば肥たごをかついたり、あるいは鳥の糞をいじつたりいろいろ不愉快な面もあるわけだ。ですから超過勤務だけの要素ではない。そういう意味で新しい手当の方がいいのではなからうかと、こう思ふわけだ。特に工業あたりになりまして、これは超過勤務でない面が非常に多いと思ふ。もちろん超過勤務の要素もあると思ふ。けれども、先ほど矢嶋委員から御指摘のような人材の吸収というふうな面もあると思ふ。そういう意味で広く産業手当というところの方が実情に即すると私は考へたのであります。

○松永忠二君 今、そういう御答弁をいただいたわけでありすが、私、赤城さんからお話があつたように、この超過勤務をつけることができないので、調整俸という形で一律にやつてゐるところに結局問題が出てきておると思ふわけでありせん。そういうことも考へての一つの原因からこの手当の、まあ最も重要なところを見れば、嫌悪だとか、いろいろなお話がありまして、たけれども、この御提案の趣旨を讀んでみれば主としてそういうところに重点があるわけなんです。事実私もそうだと思ふのです。深夜豚が子を生ますまで管理しなければならぬというところまで、盛んにいろいろな人からお話を聞かして、ごもっともだと思ふ。水産学校の練習における昼夜をわかつた御苦勞ということも考へられる。そうい

あるわけですね。それからまた僻地手当の中には含まれている単級複式手当のときはあるいは地方によつては実施をされてない所もある、もちろん文部省では実績に基いて半額の負担をしてるけれども、そういうことができないために、実は僻地におられる先生方こういう点についてやはり立法化してもらいたいという要請のあることは承知だと思つたわけです。私はさうい

一五

でも同じ学校で、校長が一人で、そして校長が事務官を使って給与を支給していくわけですが、そのときにその農業科に従事している人は一割程度の手当をいただいている、工業科の人ははいらないというふうなことは、お互いに人間ですからね、これはうまくいきません。こういう点は、その立法過程において真剣に、慎重に私は考慮しなければならぬ問題じゃないかと思うのです。そういう点に、私は法に大きな欠点があると思うし、実際、法が通過後、施行運用する場合に問題点が起ってくると思うのです。御所見いかがでしょうか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 御説のようないふことがあり得ると思ひます。ただこの立法過程におきましては、御承知のように農業あるいは水産の場合には時間と実習が切れないような場合も非常に多いというところに実はウェットを置いたものから、今の御説のようないふことも少しは考えたのですが、あまり考えなかつたというところは率直な私の氣持であります。でありますから、工業全部を考へる場合、この御趣旨は非常によくわかつておりますから、これは十二分に考究したい、こう考へております……。

○矢嶋三義君 困つたものですね。
○委員長(岡三郎君) 文部大臣が来ましたから一つ御質問を願ひます。
○松永忠二君 大臣に一つお尋ねをいたしますが、大臣のおりませんときに提案者並びにまあ局長の方からお話をあつたわけでありましたが、再度お尋ねをするわけでありませんが、この議員提案がなされる以前、まあまだ立法化されておらないわけでありませんが、それ

前にすでに一億六千五百万円に上る金額が、地方財政計画の中に予算化されていたというお話であります。これは事実でありますか。
○國務大臣(瀧尾弘吉君) さように承知いたしております。

○松永忠二君 そうすると、予算の折衝をなさるときにどう一体内容をもつて御折衝なさつたのか、それを一つお聞かせをいただきたいわけでありませう。

○政府委員(内藤三郎君) 一応文部省といたしましては、農、水と工業を含めて実はいたしたかったのでございませうが、諸般の情勢でもとなく農、水だけをやるという前提で予算の計上を地方財政計画にはいたしたのであります。人事院と協議いたしまして、人事院の指定を待つて、地方の教育公務員がこれに準ずるようになつたわけで、かように考へて努力をいたしたわけであります。遺憾ながら人事院の指定がでなかつたので、こういう結果になつたものと思ひます。

○松永忠二君 これは局長でも、大臣でもいづれでもいいわけでありませうが、現実には立法化にどういふふうな努力されたのか。すでに予算が通過したわけでありませうから、立法化されて努力をなさつたと思ひます。どういふ具体的な立法の努力をなさつたのですか。

○政府委員(内藤三郎君) これは教育公務員特例法に基きまして、二十五条の五で、国立学校の基準によりますので、国立学校に該当校が、約九人はおおりますので、この九人について人事院が指定いたしますと、地方公務員はこれを基準として地方の条例で

きめる、こういうふうになつておりますので、実は人事院が、この農水に該当する国立学校の、いわゆる付属高等学校の教員について特殊勤務手当を出すように、実は人事院と交渉したわけでございます。これは別に新しく立法化せないので、すでに産業教育振興法の第三条の三に法律的根拠があるわけですから、これに基いて特殊勤務手当を人事院が指定することを交渉したわけでありませう。

○松永忠二君 私がお聞きしたいのは、八人か九人の方のことではございませう。一億六千五百万という、今お話しになつた七千幾名の人に対する立法措置がなされなければ、これはできないわけでありませうので、こういう政府提案としての提案について、どういふふうなものをお作りになつてそういう努力をなさつたのか。

○政府委員(内藤三郎君) これは教育公務員特例法に基いて、地方の教員については国立学校の給与の額及び種類を基準としてきめることになつております。ですから、国立学校の方をきめまして、それが教育公務員特例法に基いて地方の公務員についてはきまることになるわけでございます。ですから、新しく地方の教育公務員については立法する必要はないわけでございます。私どもは、産業教育振興法第三条の三に基いて、人事院と協議して参つた。人事院と協議ができて、人事院が指定いたしますれば、こういう法案を出さなくても目的は達したわけでございます。

○委員長(岡三郎君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。
○松永忠二君 こういう点について、大臣の御見解を聞きたいわけでありませうが、ここに出されている提案は九人の人のいわゆる二十万——国として責任を負ふべき予算は二十万、地方において責任を負ふなければならぬものが一億六千百万というふうなものになつております。こういう立法というふうなものについては、地方財政の建前からどういふふうにお考えになるのですか。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 御質問の御趣意がよく取りかねたのでございませうが、文部省といたしましては、先ほど局長からお答えをいたしました。が、かような給与に関する制度といたしましては、従来からあります。地方の教育公務員については、国の公務員というふうなものを基準としてやつていくというふうな、教育公務員の特例法にも出ておることでございますので、その形を作つた。わづか九人ということは、お説の通りであります。美態的に申し上げますれば、地方の人がほとんど全部と申してもよろしいわけでありませうけれども、給与制度の上から申しますと、今までやつておりましたような方式を採用いたしまして、国の方をまずきめて、そうしてそれに右へならえという方式をとらうとして努力いたしましたわけでありませう。それが思うにまかせない結果になりました。結果といたしましては、妙な形の金が実はここに残つてきたというところに相なつておるわけでありませう。全体の趣旨から申しますと、この法案の趣旨というものが、つぎましては、もちろん文部省といたし

まして何らの異存はないのであります。ただ、さういふ形のもつとやつて参りたかつたというのが思うにまかせぬ結果となりまして、ただいま御指摘になりましたようなものが残つてきたというふうなことになるわけでありませう。その点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

○松永忠二君 私は、立法前に与党の要望に基いて予算を組み立てるということについては、これが不当であるといふことは申し上げないわけでありませう。ただし、与党の要望に基き政府がこれに協力し、むしろ政府自体がこれの必要を感じて予算化されたといふものについては、文部省の責任において最も合理的な妥協な形でもってこれが予算の執行をしていくわけですが、私は本筋であらうと思ひます。で、先ほど局長から閣議決定をお読みいただいたわけでありませう。全く賛成できるものができ上つて、その予算がそういう形において使われていくというところについては、私は文部省としての自主性がまことに乏しいというふうな考へております。こういう点については、文部大臣としてはどういふふうにお考へになるか、今後さういふ点についてどういふふうな善処をしていくとお氣持を持たれておるか、その点をお聞きをしたいわけでありませう。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 今日までの経過につきましては、率直に申し上げました通りでございます。文部省といたしましては、地方の財源関係につきましては、関係の当局と相談いたしまして、予算と仰せになりましたが、これは決して各団体の予算ではございませう。地方の財政計画の中にそれを盛り

込むように話をしたということであり
ます。その財政計画に基きまして、中
央として措置すべきものにつきまし
ては、これは自治庁の方でいろいろ措
置せられる、そうしてこれがまあ現実
に地方のそれぞれの自治団体の予算と
なつて現われてくると、こういうこと
になるわけでありまして。これは計画
上の問題であります。そういうことを
たしますと同時に、片方では国の関
係を何とかしようということ而努力
しましたけれども、これが思うにま
かせない結果となつて、まことに申し
わけないことでもありますけれども、そ
ういふ結果になりましたので、文部省
としては何ら法案というふうなもの
を出さない、しかも財政計画の上には
そういう数字が残つておる、こういう
なことになるはなはだまずいと思つて
おりますが、さういふ経過でござい
ますので、この点は御了承願ひたい
と思つております。

そこでまた、この案に対し一体政府
はどう考へておるのかというふうな
こと、あるいはまたあらためてお聞き
になる時期もあるのではないかと思ひ
ますけれども、まあこの際私の心持を
申し上げますれば、そういう経過で
ございまして、この案の趣旨にはち
とも反対でも何でもないのございま
す。政府としてなお検討すべき問題
が残つておるという状態でございます
ので、今しつて意見を求めになります
れば、政府としてはにわかには賛成
しかねる、かように申さざるを得な
いわけでありまして。ただ、先のこ
とを申してもいいかと思ひますけれ
ども、皆様の御検討の結果この法案
が国会を通

過するということになりますれば、少
くともこの地方に関する限りにおき
ましては、この立法によりまして必要
な財政措置というものができておる
わけでございます。これは決してほか
のことを考へておるわけじゃない。地方
の關係におけるこの目的を達するた
めの財政措置ができておるわけであ
りますので、その資金を使つて地方で
それをやつていくことができると思
ひます。

○松永忠二君 文部大臣は、先ほどの
討論を少しお聞きがない、あるいは
詳細な案そのものを御存じないが、
単に予算の出し方というふうなもの
が違つてきたというのではなくて、
文部省が実施をしていきたいと思
つた内容とは異なつたものが結果
的に出てきているということなんです。

○國務大臣(兼尾弘吉君) 文部省が考
えております内容は私たちが違つて
おらないと思つてございまして。文
部省といたしましては、先ほど申し
ましたように、国の公務員について
ゆる人事院の方で適當な措置をと
つて、地方財政計画にそれぞれ財
源措置として盛り込むことにより
まして、この法案がよりまし
ておるわけでありまして。この法案
が希望しておりましたような形に
なりまして、実質的には地方の關
係は同じことである。その点は、
私は何らの矛盾もなければ相違
もない、こういうふうな考へ
ます。

○松永忠二君 先ほど局長から話
があつたように、この文部省が考
へた内容というのは、農学校、水
産学校、工業学校の実習を実施
している方につ

たいということ、それがあつても
當であるし、工業学校を抜いたこと
についての不合理というふうな問題
も、種々今まで論議がされたわけ
であります。そしてまた提案者御
自身もそれを認めて、文部省の局
長からもさういふ点については
検討を要するといふやうな話があ
つたわけでございます。そういうこ
とが出てきたやうなものに現れて
きておると私たちは考へるわけであ
ります。従つて、私はやはりさうい
うことは文部省としてはやはり好
ましい形ではなかつたといふやうな
考へ方であらうかと思つておる
わけでありまして、全く少しも
間違ひはないのだといふことは、
私はその答へは承諾できないわけ
であります。なお、さういふ点に
ついて大臣としては、やはり当初考
へたやうな構想で今後努力をする
といふやうな御聞きをしたいと思
ひます。

○國務大臣(兼尾弘吉君) 私が参
るのにおそろひございまして、その
御議論を十分承知しておらなかつ
たわけ、この案に含まれないもの
、たとえば工業といふやうなもの
についてはどう考へておるのか
といふやうな御聞きが、文部省
といたしましては、先ほど申し
ましたやうに、単に農業または水
産だけでなしに、もう少し広く考
へて物事をやつていこうと思つ
ておつたわけでございます。いろ
いろその間に、内部における
議論もありましたし、与党との
關係もございまして、また自治
庁等ともお話をした際に、最初
は農業または水産だけに限る趣
旨ではもちろんなかつたのであ
りますが、いろいろ話し合

の結果がさういふふうにしほ
られて、あとは残された問題、こ
ういふことになりまして、さうい
ふことになりまして、この範囲
といふことになりまして、これは
文部省はこれだけで必ずしも満
足しておるものじゃないといふ
ことは私は申し上げることができ
ると思ひます。今後の検討に待
つべき問題でございますが、十分
御質問の御趣旨等も体しまして、
農業、水産以外の方面のことにつ
きまして、さらに検討を重ね、努
力をして参りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 今、松永委員が聞
かれておることは私も不明確だか
らもう一べん聞かしていただきたい
。それは、先ほど湯山委員からも
指摘されたことですが、地方財政
計画に一億六千万円が組まれて
いる。この地方財政計画は閣議
決定されておるのです。文部大
臣は國務大臣としてこれに参画
されておるわけですか。その表裏
の關係で法律案が議員立法で
できた。それに対して内閣がに
わかには賛成したくない、これ
はおかしいじゃないかといふわけ
です。おかしいですよ。これは、
先ほど湯山委員が指摘されたや
うに、当然それだつたら内閣提
出法律案にしなければならな
い。政府、与党の關係はある
けれども、あくまでこれは立法府
と行政府の三權分立はつきりし
ておるのだから、憲法論から根
底にさかのぼつていけば、これ
はずいぶん問題点があると思
ひます。その点が追及されてい
る一番大きな点です。それを明
確にすること、それではこのに
わかには賛成しないといふのは
どういふ内容のものか。今の
一億六千万円財政計画に組ま
れたが、

その使い方が氣に入らぬといふ
のは、産業教育振興法第二条で
は中学校と高等学校となつて
いる。それは高等学校だけで中
学を入れてない、それが不満だ
といふのか。にわかには賛成し
ないといふのか。また高等学校
の中でも農と水だけに限定して
工と商船を入れない、さうい
ふことがにわかには賛成しな
いといふのか、あるいは一〇%
以内において云々といふ、この
一〇といふ数字がにわかには
賛成しないといふのか、さうい
ふ点が明確でないわけですか。
それが明確になると、今どう
いふふうにお考へになつてお
り、今後行政府としてどうい
う予算措置をされるか、ある
いは次の国会にどういふ内閣
立法をされようとしておるのか
といふお考へがわかつてくる
わけ、それらの点を明確にする
やうにお答へ願ひたい。

○國務大臣(兼尾弘吉君) なるほど
地方財政計画は政府として決定
していたしましたものでございま
すので、その点はお話の通りで
ございまして。ただ地方財政計
画はなるほどできましたけれども、
私の方といたしましては地方財
政計画に盛り込むべきものは、
これは地方の關係のものだけ
なす。国立の方の關係はもち
ろん含まれていないわけであ
ります。国立の方の關係につ
いての措置がとられていない、
またさういふ方式についての
意見がまとまらないうので、
地方財政計画だけが先行した
やうな形に相なつたわけであ
ります。この点は先ほど御承
知を求めたわけ、さういふこ
とでありますので、国立の方
の關係はつきりいたしません
といふと、政府といたしまして
はこの

案に直ちに賛成するわけに参らないと申さざるを得ないのであります。

う形からこの実行を期待するというふうには考えられませんが、その点はいかがでしょう。

○矢嶋三義君 二十万円ですね。

○國務大臣(瀬尾弘吉君) それに關連した問題がございまして、政府内部の議がまとまらないということで、私といたしましては、まとまっておればすぐ申し上げるものであります。まとまらなかつたので、にわかに賛成したい、かように申し上げておるわけでございますから、御了承願います。

○國務大臣(瀬尾弘吉君) 御承知の通り、今日文部省といたしましては、中央教育審議会に對しまして科学技術教育の振興方策について意見を求めておるわけでありまして、これにつきましても、大学から小学校に至るまで、すべてにわたつて全般的に検討をしてもらいたいと思つております。その中には、もちろん農業水産に關する教育もございまして、そのほか、工業その他の教育の問題もございまして、決してこれを主とし、それを従にするということではなしに、全般的に科学技術教育の振興をはかる意味において検討してもらいたいと思つております。

○委員(岡三郎君) そこで私から一つだけ伺いますが、あとは残された問題である、つまり他の産業教育に從事している教職員、御存じのこととおもうのですが、先般衆議院の本会議において決議がなされたことがあるわけですが、そうして文相が諮問機關であるところの中教審へ諮問をされようという段階において、やはり工業関係というものが片手落ちであつてはいかぬというものは、農水産関係の人々もそう思つておられるのです。ただ予算措置その他から今にわかにそこまでは行き切れなかつたし、資料も整備されてないというところでありましたが、これはやはり院議というものを考え、國家全体のことを考へていった場合においては、これは、通り一べんの検討をするだけでは許されない問題と思つるわけですが、そういう点で残された問題ではなくて、これは大きな問題であつて、従前検討されてきた問題とい

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います。先ほどあなたがおいでになる前に質疑応答されたことは繰り返しまして、先ほどあなたの最後の答弁で、この法律が立法院で成立した暁においては、できるだけ近い機会に、先ほどから各委員から指摘されました、あるいは工業学校とか、あるいは商船学校、商業学校等について、十分検討考慮する用意があるということが、先ほどの答弁でわかつたわけですが、あなたがおいでになるちよつと前です、農業科と工業科の併置校の質疑が行われたわけですが、おそろく国立学校にはそれはないでしょう。しかし公立学校には約五十校ばかり、農業科と工業科が併置されておる学校があるわけですが、そういう学校では、これはわずかなことでも深刻な問題だと思ふ。一歩々々問題を解決するために提案者が非常に努

力されたわけですが、そういう点は私は非常に大きな見落としがあつたと思ふのです。

○國務大臣(瀬尾弘吉君) 將來に關する問題でございまして、あまり具体的なことを申し上げることは一つお許しを願ひたいと思ひます。きわめて強い御要望として承つておきたいと思ふのであります。私といたしましては、誠意をもつて検討いたしま

○矢嶋三義君 もう一点大臣に御要望申し上げ、大臣の瀬尾文教政策の一環として伺いたい点は先ほど初中局長に

○國務大臣(瀬尾弘吉君) 將來に關する問題でございまして、あまり具体的なことを申し上げることは一つお許しを願ひたいと思ひます。きわめて強い御要望として承つておきたいと思ふのであります。私といたしましては、誠意をもつて検討いたしま

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

○委員(岡三郎君) 速記をつけて。他に御発言もないようでありますか

ら、質疑は尽きたものと認めて御異議
ございませんか。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認
めます。

これより討論に入ります。御意見の
ある方は賛否を明らかにしてお述べを
願います。

○矢嶋三義君 私は、日本社会党を代
表いたしまして、本法律案に賛成の意
を表明するものでございます。

わが国の産業経済基盤の行く末と伸
張とが産業教育の振興に待つところが
大きいということは今さら申し上げる
までもないと思ひます。去る昭和二十
六年六月に公布施行されました産業教
育振興法の第三条の三に基くところの
産業教育に従事する教員の処遇の問題
が本日まで解決していなかったという
ことは、これ全く行政の怠慢であつ
て、その点非常に遺憾に存する次第で
ございます。

この時に当りまして、衆議院の同僚
諸君が努力をされて本法案を提案され
て参ったということにつきましては、
敬意と謝意を表するものでございま
す。ただ、提案者は、一歩々々と、より
よく解決するためにリ・ステップとし
てこの法律案を提案されたと申される
わけでございますが、しかし、法律案
の審議の過程において指摘されました
ように、あまたの不公平、欠陥を持っ
ていることはまことに遺憾に存しま
す。それらの点につきましては、第二
院のわれわれ参議院といたしましては、
ぜひとも修正したいと考えて
おりますし、また、第二院としては
当然その責務を果すべきだと考える次
第でございますが、国会会期末が迫り

まして修正して第一院に送るところの
時間的余裕がない、かような状態にお
きまして第一院から本法律案が送付さ
れて参ったことにつきましては、われ
われとして修正権の発動ができない
点、これまた非常に遺憾に存する次第
でございます。今後、第一院におか
れまして議案を本院に送付される場合
におきましては、われわれの審議権が
十分発動されるように配慮していただ
きたいことをこの際お願いを申し上げ
る次第でございます。

先ほど申し上げましたように、修正
してこの法律案は成立させるのが当
然でございますけれども、時間的余
裕がなし、さればといって、これは維
統審議あるいは廃案にする決意もつき
かねるし、この際は、希望あるいは付
帯決議等をつけて本院において可決成
立すべきであるという判断のもとに
賛成をいたす次第でございます。

今後、この法施行後におきまして
は、あくまでも、この産業教育手当に
するものが、産業教育振興法第二条に規
定する産業教育の定義、並びに第三条
の三に規定するところの教員の資格、
この条項に合致するようにできるだけ
早い機会に内閣提出の法律案の形で是
正するべきことを強く私は要望いたす
次第でございます。

その内容といたしましては、中学
校、高等学校、同じように対象とする
ことも一つでございますし、さらに、
先ほどから各委員から指摘されました
ように、農水関係の学校だけに限定し
て、工業あるいは商業、船舶等を除外
しているという点は特に強調しておか
なければならぬと思ひます。さら
に、産業教育の進展のために手足となつ

て日夜努力されているところの助手諸
君に対してこの法が適用されないとい
うことは、ほんとうに気の毒、不合理に
私は感ずる次第でございます。この法
律案施行後においてこの法律を見た場
合に、私は、たとえば工業教育に従事し
ている教職員の方々は、何と立法院と
いうものは工業教育に理解を欠いてい
るであらうかと嘆かれるでありまし
うし、さらに突き進んで私は侮辱感さ
え受けるのではないかと、かように感ず
る次第でございます。この法律を成立
させましたわれわれは、責任もあるわ
けであつて、われわれみずからの手に
よつて、あるいは行政府をしてこれら
の問題の解決を一日も早くさせるよう
にするところの義務が、この法律を成
立させるとともに、われわれに負荷さ
れるものと私は確信する次第ございま
す。特にこの法施行後におきまし
て、この法の運用に当るところの行政
府、わけても文部省並びに自治庁に強
く要請したい点は、この法の精神
に沿つて各地方団体において完全にこ
の法が施行されるように適用されるよ
うに適正なる助言と指導をされる
よう、これは強く要望いたしておきま
す。

最後に、今後舞尾文政を推進して行
くに当りまして、先ほど来質疑がござ
いましたように、産業教育の振興、わ
けても設備の更新による近代化、ある
いは中学校段階におけるところの産業
教育の向上充実のために格段の努力を
されるようお願いをいたしまして賛成
の討論とす次第でございます。

なお、先ほど全員協議会においてま
とまりました各派共同提案によりまし
ところの付帯決議案を、私かわりまし

て朗読いたしますので、本委員会にお
いてあらためて正式決議とされるよう
要望いたす次第でございます。決議案
を朗読いたします。

付帯決議

政府は、産業教育振興法第三条の
三の趣旨に則り、産業教育に従事す
る教員並びに実習助手に対しては、
その教科の如何を問はず、同一の取
扱がなされるよう措置すべきである。
右決議する。

以上であります。

○委員(岡三郎君) 他に御意見がご
ざいますか。——他に御意見もないよ
うでありますから、討論は終局したも
のと認めて御異議ございませんか。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認め
ます。

これより採決に入ります。

農業又は水産に係る産業教育に従事
する国立及び公立の高等学校の教員に
対する産業教育手当の支給に関する法
律案を問題に供します。本案を原案通
り可決することに賛成の方の挙手を願
います。

〔賛成者挙手〕

○委員(岡三郎君) 全会一致でござ
います。よつて、本案は、全会一致を
もつて原案通り可決すべきものと決定
いたしました。

なお、本院規則第四百四条による本会
議における口頭報告の内容、第七十二
条により議長に提出すべき報告書の作
成、その他自後の手続につきましては、
慣例により、これを委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認
めます。よつて、さよう決定いたしま
す。

それから報告書には多数意見者の署
名を付することになっておりますか
ら、本案を可とされた方は順次御署名
を願います。

多数意見者署名

- 矢嶋 三義 常岡 一郎
- 松永 忠二 湯山 勇
- 下條 康磨 左藤 義詮
- 高田 なほ子 松澤 靖介
- 安部 清美 関根 久蔵
- 林屋 龜次郎 木村 篤太郎
- 吉田 萬次 川口 爲之助
- 谷口 弥三郎 林田 正治
- 有馬 英二

○委員(岡三郎君) 次に、討論中矢
嶋君から提出されました付帯決議案を
問題に供します。(林田正治君発言の
許可を求む) 本付帯決議案を本委員会
の決議とすることに賛成の方の挙手を
願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(岡三郎君) 全会一致であり
ます。よつて、矢嶋君提出の付帯決議
案は全会一致をもつて本委員会の決議
とすることに決定いたしました。

ちよつと速記をとめて。

午後五時三十分速記中止

午後五時四十一分速記開始
○委員(岡三郎君) 速記をつけて。
暫時休憩いたします。

午後五時四十二分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

昭和三十三年五月二十四日印刷

昭和三十三年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局